

四日市市告示第 93 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 13 日

四日市市長 森 智広

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地  
公益財団法人 三重県健康管理事業センター  
三重県津市観音寺町字東浦 446-30
- 2 委託した公金事務に係る歳入等  
集団がん検診等事業自己負担金
- 3 指定公金事務取扱者の指定をした日  
令和 6 年 11 月 12 日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託の期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（健康福祉部健康づくり課）